

「学・社・民の融合による教育」を推進するために ～都道府県・市町村における生涯学習の振興を願って～

真柄 正幸
(新潟市立万代長嶺小学校)

1 はじめに

平成18(2006)年12月に改正された教育基本法第13条では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」が新たに規定され、教育の目的と目標を達成するために、学校、家庭、地域住民その他の関係者が相互に連携・協力することが努力義務として示されている。また、教育基本法を受けて平成20(2008)年4月に施行された学校教育法においても、「社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携」や「保護者や地域住民その他の関係者との連携及び協力」の必要性が強く打ち出されている。

このような中、平成19(2007)年4月に政令指定都市となった新潟市では、新潟市教育ビジョン(以下、「教育ビジョン」という。)の中で重点的な取組として五つの「学びの扉」⁽¹⁾を掲げ、その筆頭に「学・社・民の融合による教育」を挙げている。同市では、「学・社・民の融合」を「学校教育と社会教育、地域住民や地域課題に取り組む団体など民間とが一体となって教育活動を進めること」と定義し、実施計画では「学・社・民の融合」の考え方を根幹に据えて策定している。

「学・社・民の融合による教育」の推進は、教育基本法・学校教育法・社会教育法等の改正の趣旨を十分に踏まえた施策であるとともに、生涯学習の振興を図るためにも有効な施策であると考えている。

本稿では、新潟市教育委員会の取組と現在勤務している新潟市立万代長嶺小学校（以下、「当校」という。）における実践を基に、学校の立場から「学・社・民の融合による教育」を推進するための方策を七つの提言としてまとめて述べる。

2 「学・社・民の融合による教育」を推進するための提言

【提言1】 都道府県及び市町村の教育振興基本計画に、「学・社・民の融合」の考え方を明記する。

教育基本法第17条第2項により、今後は都道府県及び市町村において、平成20（2008）年7月1日に策定された教育振興基本計画を参酌して教育の振興のための施策に関する基本的な計画が策定されることになる。そこで、都道府県及び市町村の教育振興基本計画に「学・社・民の融合による教育」（生涯学習の理念に基づいた教育）を明記し、推進を図ることが必要である。教育振興基本計画に明記されることにより、学校教育及び社会教育関係者がそれぞれの役割をもって相互に連携を強め、地域住民等と一体となった教育活動が活発に行われるようになると考える。特に、学校では、当該都道府県や市町村の教育振興基本計画に基づいた学校経営が行われ、計画を具現化するための実践が全校で実施されることになる。

新潟市では、教育ビジョン（基本構想・基本計画）の中で重点的な取組の筆頭に「学・社・民の融合による教育」を挙げ、教育委員会内に「地域と学校ふれあい推進課」を新設して推進を図っている。また、現在策定中である「第3期生涯学習推進基本計画」においても教育ビジョンとの整合性を図りながら検討を行っている。

新潟市小学校長会では、平成20年度に教育ビジョンとの整合性を図って大きな組織再編を行い、教育委員会各課との連携を図って教育ビジョンの具現

化を目指して取り組んでいる。また、すべての市立学校で「学・社・民の融合による教育」が実践されている。

教育振興基本計画に明記することは、都道府県・市町村の教育方針を明確にし、推進を図るために最も重要なことである。

【提言2】 教育委員会は、施策を工夫するとともに、支援体制を明確に示す。

都道府県・市町村の教育振興基本計画に基づいた実施計画において、「学・社・民の融合による教育」を推進するための施策を工夫する必要がある。施策の立案に当たっては、推進を図るための仕組み、教育委員会各課の役割、学校及び社会教育施設の役割、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携、予算規模などについてを十分に検討を行う必要がある。特に、具現化するためにどのような仕組みづくりを行うかは重要なことである。また、事業主体者及び運営主体者に対して、教育委員会が積極的な支援を行うことを明確に示すことが重要である。

新潟市では、「学・社・民の融合による教育」を推進するための施策として、「地域と学校パートナーシップ事業」と「ふれあいスクール事業」を実施している。

地域と学校パートナーシップ事業は、地域と学校が手をつなぎ、共に歩むことで地域と学校が活性化し、子どものために地域ぐるみの教育が行われることを目指している。そのために、指定を受けた学校に「地域教育コーディネーター」を配置して、学校と地域住民とを結ぶ役割をもたせている。また、ふれあいスクール事業は、児童の健全育成と地域教育力の活性化を目指した事業である。保護者・地域住民・学校・教育委員会の代表で構成する運営委員会を組織して、放課後や休日に学校施設を児童の安心・安全な遊び場として開放している。

当校では、平成20年度から「地域と学校パートナーシップ事業」の指定を受けて取り組んでいる。校長の推薦を受けて配置された地域教育コーディネーターを中心にして、保護者や地域住民、社会教育関係機関・団体等から

授業等に参画していただいて教育活動を行っている。平成20年度は初年度であったが、各教科や総合的な学習の時間、学校行事などで延べ80人の地域住民等から支援をいただいた。また、「ふれあいスクール事業」は、平成21年度から指定を受けて取り組んでいる。PTA会長が運営委員長となり、約30名の保護者・地域住民による運営スタッフによって、事業が運営されている。

二つの事業とも教育委員会が主催し、運営主体である地域教育コーディネーターやふれあいスクール運営委員会、学校に対して手厚い支援を行っている。

【提言3】 「学・社・民の融合による教育」を推進するためには、学校と地域とを結ぶコーディネーターを配置する。

「学・社・民の融合による教育」を推進するためには、学校と地域とを結ぶ役割をもつコーディネーターを配置することが必要である。

学校において、保護者や地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行うためには、教職員が地域指導者や施設などの情報を入手し、指導者等への協力依頼や連絡・調整等を行う必要がある。しかし、学校が有している地域の教育資源に関する情報量は限られており、充実した教育活動を行うためには十分とは言えないのが現状である。また、地域指導者の発掘や協力依頼、事前打合せなどに多くの時間と労力を要するために児童と向き合う時間が減少し、保護者や地域住民等との連携に消極的な姿勢が見られていた。

そこで、コーディネーターが配置されることで上記の課題が解消し、学校と保護者や地域住民その他の関係者との連携による教育活動が活発に行われるようになることを考える。

当校における「地域と学校パートナーシップ事業」で配置された地域教育コーディネーターの具体的な取組としては、「各教科、総合的な学習の時間、道徳、特別活動、学校行事などでの地域指導者や学校支援ボランティアの発掘や依頼」、「学校と公民館・図書館との連携事業の企画・調整」、「地域のコミュニティ協議会や中学校区青少年育成協議会との児童対象事業の連絡・調整」、「事業啓発のための広報の発行」などを行っている。平成21年度から実

施した「ふれあいスクール事業」では、企画段階から実施に到るまで中心的な役割を担い、教育委員会・学校・PTA・地域と積極的にかかわっていた。

コーディネーターの配置に当たって学校として配慮することは、学校・保護者・地域住民それぞれの立場を理解できる人に依頼することと、教職員や児童とかかわる機会を設けて学校にとって身近な存在であることを意識付けることである。また、地域住民等が気軽に立ち寄ることができ、児童に対する支援を相談できる部屋を確保することも必要である。

当校では、養護教諭やPTA副会長の経験があり、地域コミュニティの事務局をしている方に地域教育コーディネーターをお願いしている。また、児童玄関近くの一室を地域教育コーディネーターの部屋として確保している。

教育委員会としては、学校や地域教育コーディネーターに対する支援体制をきちんと確立していくことが求められる。特に、地域教育コーディネーターに対しては、研修機会を設けて役割について理解を深めさせたり、意見交換の機会を設けてネットワーク化を図ったりするなどの支援が求められる。

【提言 4】 学校内に地域との窓口となる担当者を配置し、校務分掌に位置付ける。

学校において、保護者や地域住民その他の関係者との連携及び協力を得て教育活動を行うためには、学校内に地域との窓口となる担当者を置く必要がある。学校内の担当者を明らかにすることで、学校と地域とを結び役割をもつコーディネーターとの連絡・調整が十分に図られ、「学・社・民の融合による教育」が一層推進されると考える。また、校務分掌に位置づけることによって担当者の職務が明確になり、教職員間で情報の共有が図られ、学校として一体的に保護者や地域住民等と連携した教育活動が行われるようになる。さらに、保護者や地域住民等にとっても、学校の窓口となる担当者が明確になることで、連携が図りやすくなると考える。

当校では、平成20年度の校務分掌に、学校と地域との窓口となる担当者として「生涯学習主任」を新たに位置付けた。生涯学習主任の役割は、「教育活動において、保護者や地域との連携が必要な事項を整理し、学校からの依頼・

要望事項を取りまとめて一元化する」、「学校に対する保護者や地域からの要望等の窓口となる」、「校内人材バンクを整理するとともに、地域人材の活用を図る」、「学校目標達成のために地域との連携による効果的な教育活動を開発する」、「地域教育コーディネーターと密接に連絡を取り合い、学校と地域間で情報を共有するように努める」などである。

生涯学習主任の配置により、保護者や地域住民、社会教育関係者などが参画する教育活動が増えており、児童にとって効果的な教育活動が展開できるようになってきていると実感している。また、生涯学習主任は、教育活動を通して他の教職員に「学・社・民の融合による教育」の有効性を理解させる役割も果たしている。

学校内の窓口が一本化されたことにより、地域教育コーディネーターとの連携が一層深まってきており、両者で企画・実施した新たな取組も増えている。平成20年度には「地域理解のための教職員研修の企画・実施」、「クラブ活動で地域の達人クラブを設立し、地域人材に学ぶ活動を展開」、「水泳が苦手な児童を対象としたスキルアップ水泳」、平成21年度は「クラブ活動で専門学校生や地域指導者による漫画・アニメクラブと茶道クラブの新設」などがある。

生涯学習主任の配置に当たっては、社会教育主事有資格者の教員が最も適していると考えられる。当校の場合は、「①教職員からの信頼が厚い。②コミュニケーション能力が高い。③地域理解に前向きである。④総合的な学習の時間の専門性をもっている。」という視点から人選を行った。

【提言5】 学校教育・社会教育関係者に対して、「学・社・民の融合による教育」を理解するための研修を行う。

「学・社・民の融合による教育」を推進するためには、その中心的な役割を果たす学校教育及び社会教育関係者が生涯学習についての理解と法改正の趣旨をきちんと理解していることが重要である。また、学校教育関係者は社会教育に対する理解、社会教育関係者は学校教育に対する理解をそれぞれが深めるための努力が必要である。学校教育及び社会教育関係者がそれぞれの

立場を理解していることで、「学・社・民の融合による教育」が一層推進できると考える。

そのためには、学校教育及び社会教育関係者を対象にした「学・社・民の融合」(生涯学習の理解及び法改正の趣旨を含む)に関する研修機会を設けることが必要である。その際には、それぞれの実践事例を紹介して相互交流・理解を深める機会となるように努めることが大切である。また、学校教育・社会教育関係者それぞれを対象とした研修会では、相互の役割や取組内容について理解を深めることができる研修内容を取り入れる必要がある。

保護者や地域住民への理解については、教育委員会主催の各種研修会において「学・社・民の融合」の考え方を折に触れて説明し、啓発に努める。また、各学校においても、PTA総会や地域での集会等において保護者や地域住民等に「学・社・民の融合」の考え方を理解していただく努力が必要である。

新潟市では、平成19年度から新任の校長・教頭を対象とした管理職研修会において「学・社・民の融合」をテーマにした研修を実施している。また、来年度からは、教職員を対象にした研修会においても「学・社・民の融合」をテーマにした研修を実施する予定であると聞いている。

当校では、校内研修において自らが講師となり「教育基本法改正の内容」、「生涯学習の理念」、「小学校教育と生涯学習の関係」、「教育ビジョンと学・社・民の融合」について理解を深めるための研修機会を設けている。教職員が「生涯学習についての理解」や「保護者及び地域住民その他の関係者との連携の必要性についての理解」が深まることで、「学・社・民の融合による教育」の推進が図られると考えている。保護者を対象とした研修では、平成19年度にPTA主催で「校長と語る会」が昼・夜の2回実施された。そこでは、教育基本法改正など最近の教育改革の動向と学校の取組について説明を行うとともに、生涯学習の理念や教育ビジョン、家庭教育に関する内容を話し合うことができた。

社会教育行政関係者を対象とした研修会で講師を依頼されたときなどは、学校教育についての理解と学校が社会教育に対して何を求めているのかについて理解していただくように努めている。

【提言6】 学校は、社会教育関係機関・団体等とのネットワークづくりに努める。

学校において、「学・社・民の融合による教育」を推進するためには、公民館・図書館などの社会教育施設やPTAや地域コミュニティ協議会などの団体とのネットワークづくりが重要となる。日ごろから「児童のために何ができるか」を共通のテーマとして相互に情報交換を行い、関係づくりに努めておくことが大切である。それぞれの立場で児童のために何ができるかを考え、連携・協力して教育活動を行うことで、学校においては児童に対する教育効果を高めることができ、社会教育施設や団体等においてもそれぞれのねらいを達成することができると思う。

当校では、管理職が公民館及び図書館職員と互いに訪問を行い、随時連携事業等に関する話し合いをもっている。その結果、平成19年度から継続して公民館事業の「児童期の家庭教育学級」を午前の授業時間帯に学校を会場にして実施している。休憩時間に参加者と児童がかかわる場面も多く見られ、児童の様子や学校の教育活動を理解していただくよい機会となっている。また、平成21年度には、中央図書館との連携事業として絵本の読み聞かせやアニメーションを開催している。

地域コミュニティ協議会との関係では、総会やコミュニティ主催の行事に学校として積極的に参加し、顔の見える関係づくりに努めている。児童の安心・安全に関する活動では、登録者80名以上の地域住民が登・下校時の児童の安全を確保しようと見守っている。平成19年度には、文部科学省委託「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」で中学校区がモデル地域の指定を受けるなど、地域全体で児童生徒の安心・安全を確保するための活動を活発に行っている。

私は、「学・社・民の融合による教育」の推進において大きな役割を果たすのがPTAであると考えている。PTAは、学校と密接な関係をもっているとともに、地域とのつながりも強く、学校と地域とを結ぶ重要な役割を果たすことができる団体である。当校における「地域と学校パートナーシップ事業」と「ふれあいスクール事業」では、PTAが重要な役割を果たしている。

社会教育団体であるPTAとの連携を強めることは、「学・社・民の融合による教育」の推進とともに、学校教育と社会教育との連携・融合においても重要であると考えている。

【提言7】 社会教育主事を専門職として積極的に活用するとともに、
教員の社会教育主事有資格者を育成する。

平成20（2008）年6月の社会教育法改正により、社会教育主事が学校の求めに応じて必要な助言を行うことができるようになった。また、学校の授業終了後または休業日における学齢児童及び学齢生徒を対象とした事業の実施や社会教育における学習成果を学校等で行う教育活動の機会提供及び奨励が教育委員会の事務として新たに示された。これにより、学校との関連において社会教育主事の果たす役割がますます高まってきている。

都道府県及び市町村教育委員会では、生涯学習振興計画及び教育振興基本計画の策定や「学・社・民の融合による教育」の推進において、社会教育主事を法律で規定する専門職としての役割を果たせるようにして積極的に活用する必要がある。

新潟市教育委員会では、地域と学校ふれあい推進課に所属する社会教育主事が、「学・社・民の融合による教育」の推進において施策の企画・実施に中心的な役割を果たし、学校及び保護者や地域住民等に対して適切な指導・助言を行っている。

私は、「学・社・民の融合による教育」を推進するためには、学校内に社会教育主事有資格者の教員を担当者として配置することが望ましいと考えている。先進的な国内事例としては、仙台市の嘱託社会教育主事制度や栃木県の全小・中学校・高等学校ならびに特別支援学校への社会教育主事有資格者の配置などがあるが、新潟市においても大変有効であると考えている。

そのためには、教員が社会教育主事講習を積極的に受講する必要がある。これまで、国の派遣社会教育主事制度があり、教員の社会教育主事講習への受講者がある程度は確保できたが、制度の廃止により受講の必要性がなくなり社会教育主事有資格者の教員が減少してきている。

今後の「学・社・民の融合による教育」の推進においては、企画力・調整力・実行力などを有している社会教育主事有資格者の教員が求められる。そこで、国や都道府県・市町村において、学校内に社会教育主事有資格者を配置する制度を検討し、教員の社会教育主事有資格者を計画的に養成する必要があると考える。

3 結びに

教育基本法の改正により、これからの目指す社会が生涯学習社会であることが明確に示された。「学・社・民の融合による教育」の推進は、同法改正の趣旨及び生涯学習の振興を図るためにも有効な施策であり、都道府県及び市町村においても真剣に取り組んでいく必要があると考えている。

学校教育及び社会教育関係者が、「学・社・民の融合による教育」を実践し、それぞれの役割を果たしながら保護者や地域住民その他の関係者と連携・協力し、一体となって教育活動を行うことで、都道府県及び市町村における生涯学習の振興が図られると考える。

今回の提言は、自らの勤務する市及び学校での実践を基に述べたが、「学・社・民の融合による」教育の推進は、学校においても現行及び新学習指導要領で基本的なねらいとしている児童の生きる力をはぐくむための重要な施策である。今後とも、勤務校において生涯学習社会における学校の在り方を追求する中で、「学・社・民の融合による教育」の推進に努めていきたい。

〈注〉

- (1) 「新潟市教育ビジョン」の中で、教育を進めるための重点的な取組として、「学・社・民の融合による教育を進めます」、「確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくみます」、「可能性と個性を伸ばす特別支援教育を推進します」、「生涯を通じて学び育つ活動を支援します」、「教育関係職員の力量形成と校種間連携を進めます」の五つを「学びの扉」として設定している。